主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

弁護人宮崎速任の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官